

お客様各位

三津井証券株式会社

外国PEPs(*)に該当される方の申告のお願い

弊社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お客様が外国PEPs(*)に該当するかどうかをご申告頂いております。ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

(*)【外国PEPs (Politically Exposed Persons) とは】

外国の政府等において重要な地位を占める方(下記職位①～⑤を参照)、その地位にあった方、または「その家族」に該当される方となります。該当する方は申告または届出を要することとなります。

① 外国の元首

② 外国において下記の職にある方

- ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経て、又は承認を受けなければならない法人の役員

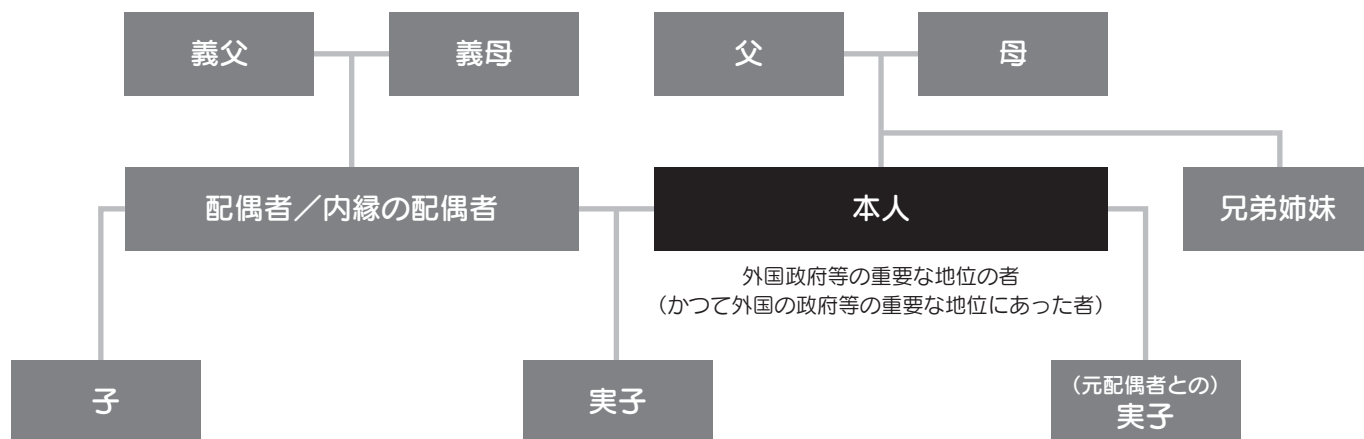
③ 過去に①又は②であった方

④ ①～③の家族(配偶者・(事実婚含む)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母・及び子)

⑤ ①～④が実質的支配者である法人

※該当する方、ご不明な点がございましたらお客様の担当の営業部店までご相談下さい。

外国PEPsに該当する親族



* 本人の祖父母や孫は外国PEPsに該当しません。

* 本人の元配偶者および配偶者の元配偶者は外国PEPsに該当しません。